

例5 課税世帯に属している「事業専従者(青色・白色)」

例

個人事業主



- ・個人事業主(配偶者を専従者として雇用)
- ・個人住民税(所得割)課税者
→ 定額減税の対象

✓定額減税可能額
 $\text{所得税分(1人)} \times 3\text{万円} = 3\text{万円}$
 $\text{住民税分(1人)} \times 1\text{万円} = 1\text{万円}$
 $= 4\text{万円}$

税法上 専従者は扶養にできない

個人事業主の配偶者



- ・事業専従者
- ・年間給与概ね100万円以下
- ・所得税、個人住民税ともに非課税
→ 定額減税の対象外
- ✓事業専従者
→ 控除対象配偶者や扶養親族等に含まれない

✓個人住民税(所得割)課税者が世帯にいるため、低所得世帯向け給付の対象外

=個人事業主の配偶者は、不足額給付2の対象となる

例6 課税世帯に属している「合計所得金額48万円超」の方のうち、令和6年分所得税額及び令和6年度住民税所得割額がいずれも0円の方(定額減税適用前、税額控除後)

例

父

年金収入158万～概ね170万以下、所得税・住民税(所得割)非課税



✓年金収入により合計所得48万超 → 子の定額減税における扶養親族等の対象外

✓所得税・住民税(所得割) 非課税 → 定額減税の対象外

扶養にできない(所得超過のため)

子



- ・個人住民税(所得割)課税者
→ 定額減税の対象

✓定額減税可能額
 $\text{所得税分(2人)} \times 3\text{万円} = 6\text{万円}$
 $\text{住民税分(2人)} \times 1\text{万円} = 2\text{万円}$
 $= 8\text{万円}$

子の配偶者

収入なし 非課税



- ✓所得税、個人住民税ともに非課税
→ 定額減税の対象外
- ✓定額減税対象の配偶者
→ 減税対象人数に含まれる

扶養可

✓個人住民税(所得割)課税者が世帯にいるため、低所得世帯向け給付の対象外

=父は、不足額給付2の対象となる